

30伊都開第377号
平成30年10月2日

伊賀市の適正な土地利用に関する条例の施行日前に農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定による転用許可等を受けた建築開発事業の取扱いについて

みだしのことについて、伊賀市の適正な土地利用に関する条例第58条及び条例施行規則第49条に基づき、下記のとおり取扱うこととする。

記

- 1 条例施行日前に農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は同法第5条第1項に基づき許可された農地転用の目的に供される建築物等に係る建築開発事業については、条例附則第7項を準用し、平成31年3月31日までに第23条第2項の規定による提出があった場合に限り、当該建築開発事業は基本計画に整合しているものとみなす。
- 2 条例施行日前に農地法第4条第1項又は同法第5条第1項に基づく許可申請がなされ、施行日以後に許可された農地転用の目的に供される建築物等に係る建築開発事業については、条例附則第8項を準用し、許可があった日から1年以内に第23条第2項の規定による提出があった場合に限り、当該建築開発事業は基本計画に整合しているものとみなす。